

# 新旧対照表

## 2023/8/1制定の 現約款からの変更点

- 第10条 料金の算定及び支払条件に、附則で燃料費等調整額を3パターン設け電力売買契約にて定めることから、(2)電気料金の算定を、以下のとおり変更

## 現約款（2023年8月1日制定）

本文

第10条 料金の算定及び支払条件

(2)電気料金

電気料金は、第6条（常時供給電力）(2)、第7条（予備電力）(2)、第8条（自家発補給電力）(2)、第9条（契約超過金）~~、附則第4条（燃料費等調整額）(4)及び附則第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(4)にて算定した料金の合計金額とします。~~

変更点を赤字、削除は取り消し線

## 新約款（2024年4月1日制定）

本文

第10条 料金の算定及び支払条件

(2)電気料金

電気料金は、第6条（常時供給電力）(2)、第7条（予備電力）(2)、第8条（自家発補給電力）(2)、第9条（契約超過金）**及び附則1第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(4)にて算定した料金と、電力売買契約にて適用することを定めた附則24第1条（燃料費等調整額）(4)、附則23第1条（燃料費等調整額）(4)、もしくは附則22第1条（燃料費等調整額）(3)にて算定した燃料費等調整額の合計金額とします。**

# 附則1

● 再生可能エネルギー発電促進賦課金に関する附則1の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">追加</div>	<p style="color: red;">附則1</p> <p style="color: red;">第1条再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p style="color: red;">(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とします。</p> <p style="color: red;">(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の5月分の料金にかかわる計量期間等の始期から翌年の4月分の料金にかかわる計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p style="color: red;">(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその「1月」の常時供給電力、予備電力、及び自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。</p> <p style="color: red;">(4)再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記(3)に定めるその「1月」の使用電力量に、上記(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p style="color: red;">(5)再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所にかかわるお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしが、上記(4)にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにそのことを当社に申し出ていただきます。</p>

# 附則24

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; background-color: #fce4d6; padding: 5px; display: inline-block;">追加</div>	<p>附則24 第1条燃料費等調整額 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> <p style="text-align: center;">平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 <math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math> = 本約款別表24（供給エリアに対応する本約款別表24をいい、以下同様とします。）に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格Xは本約款別表24に定めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X) × 下記ホの基準単価 / 1,000</p>

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2023年8月1日制定）**

**新約款（2024年4月1日制定）**

追加

附則24  
 第1条燃料費等調整額  
 (1) 燃料費調整額の算定  
 ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<p data-bbox="310 706 600 806">追加</p>	<p data-bbox="735 392 849 421">附則24</p> <p data-bbox="735 428 1036 456">第1条燃料費等調整額</p> <p data-bbox="735 464 1067 492">(1) 燃料費調整額の算定</p> <p data-bbox="735 499 963 528">ニ 燃料費調整額</p> <p data-bbox="766 535 1989 635">燃料費調整額は、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。</p> <p data-bbox="818 671 1429 706"><math display="block">\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}</math></p> <p data-bbox="735 742 911 771">ホ 基準単価</p> <p data-bbox="766 778 1989 842">基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表24に定めるものとします。</p>



● 附則24の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<div data-bbox="310 706 600 806" style="border: 1px solid black; background-color: #f9e79f; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">追加</div>	<p>附則24 第1条燃料費等調整額 (2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> $\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 <math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math> = 本約款別表24に定める係数</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。離島基準燃料価格Xは本約款別表24に定めるものとします。</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - X \text{円}) \times \text{下記ホの離島基準単価} / 1,000$

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

## 新約款（2024年4月1日制定）

追加

附則24

第1条燃料費等調整額

(2)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

ハ離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、本約款別表24に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; background-color: #f9cb9c; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;">追加</div>	<p>附則24                      第1条燃料費等調整額                      (2)離島ユニバーサルサービス調整額の算定                      ニ離島ユニバーサルサービス調整額                      離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。</p> <p style="text-align: center;">離島ユニバーサルサービス調整額 = 使用電力量 × 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>ホ 離島基準単価                      離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表24に定めるものとします。</p>

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; background-color: #f9cb9c; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;">追加</div>	<p>附則24 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 イ 電力市場価格</p> <p style="padding-left: 20px;">一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する価格をいい、本約款別表24に定めるものとします。</p> <p>ロ 平均市場価格算定期間 電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、対象の期間は本約款別表24に定めるものとします。</p> <p>ハ 平均市場価格 (a) 平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次に定める算式によって算定された値とします。</p> <p style="padding-left: 20px;">平均市場価格 = <math>X \times x + Y \times y</math> X、x、Y、y = 本約款別表24に定める値、係数</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、平均市場価格の単位及び各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (b) (a)によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。</p>

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

## 新約款（2024年4月1日制定）

追加

附則24

第1条燃料費等調整額

(3)市場価格調整額の算定

ニ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。基準市場価格は本約款別表24に定めるものとします。

(a) 供給エリアが北海道エリア、東北エリア、東京エリアまたは関西エリアの場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

(b) 供給エリアが北陸エリアの場合

(イ) 平均市場価格が8円00銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8\text{円}00\text{銭}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

(ロ) 平均市場価格が32円00銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32\text{円}00\text{銭}) \times \text{下記ホの調整係数}$$

(ハ) 平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合

市場価格調整単価は0円00銭とする

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; background-color: #f9cb9c; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;">追加</div>	<p>附則24                      第1条燃料費等調整額                      (3)市場価格調整額の算定                      ニ 市場価格調整単価</p> <p>(c) 供給エリアが九州エリアの場合                      (イ) 平均市場価格が6円00銭を下回る場合  <math display="block">\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 6\text{円}00\text{銭}) \times \text{下記ホの調整係数}</math></p> <p>(ロ) 平均市場価格が13円00銭を上回る場合  <math display="block">\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 13\text{円}00\text{銭}) \times \text{下記ホの調整係数}</math></p> <p>(ハ) 平均市場価格が6円00銭以上、13円00銭以下の場合                      市場価格調整単価は0円00銭とする</p>

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

## 新約款（2024年4月1日制定）

追加

### 附則24

#### 第1条燃料費等調整額

#### (3)市場価格調整額の算定

#### ホ 調整係数

調整係数は、本約款別表24に定めるものとします。

#### へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、本約款別表24に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し本約款別表24の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; background-color: #fce4d6; padding: 5px; display: inline-block;">追加</div>	<p>附則24 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ト 市場価格調整額</p> <p>市場価格調整額は、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に二によって算定された市場価格調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。</p> $\text{市場価格調整額} = \text{使用電力量} \times \text{市場価格調整単価}$ <p>(4)燃料費等調整額 当社は、上記(1)ニの燃料費調整額、(2)ニの離島ユニバーサルサービス調整額及び(3)トの市場価格調整額を合計した金額を燃料費等調整額として、次の算式により算定します。但し、離島ユニバーサルサービス調整額は、本約款別表24に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、適用のない供給エリアにおいて、次の算式における離島ユニバーサルサービス調整単価は0円とします。</p> $\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} + \text{市場価格調整単価})$ <p>(5) 燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価及び市場価格調整単価の通知 当社は上記(1)ロの燃料費調整単価、(2)ロの離島ユニバーサルサービス調整単価及び(3)ニの市場価格調整単価を当該「1月」の料金請求までにお客さまに通知するものとします。</p>



- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（北海道エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
昼間／夜間 時間	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた8時～22時
	夜間	昼間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（北海道エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.1946
	$\beta$	0.0827
	$\gamma$	1.0081
基準燃料価格	X	51,400円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	18銭3厘
	高圧	18銭8厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（北海道エリア）  
3.離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	1.0000
	$\beta$	0.0000
	$\gamma$	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300円
離島基準単価 (1キロワット時につき)		1厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（北海道エリア）  
4.市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.6760
	y	0.3240
基準市場価格		12円24銭
調整係数	特別高圧	0.223
	高圧	0.229

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

## 新約款（2024年4月1日制定）

追加

別表24（北海道エリア）

5. 電力市場価格

翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

6. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（東北エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（東北エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.0259
	$\beta$	0.2563
	$\gamma$	0.8915
基準燃料価格	X	83,500円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	18銭4厘
	高圧	19銭0厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（東北エリア）  
3.離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	1.0000
	$\beta$	0.0000
	$\gamma$	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300円
離島基準単価 (1キロワット時につき)		1厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。



- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（東北エリア）  
4.市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.5332
	y	0.4668
基準市場価格		21円39銭
調整係数	特別高圧	0.142
	高圧	0.146

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

## 新約款（2024年4月1日制定）

追加

別表24（東北エリア）  
 5. 電力市場価格  
 翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。  
 6. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（東京エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び ピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（東京エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.0048
	$\beta$	0.3759
	$\gamma$	0.6725
基準燃料価格	X	57,500円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	16銭9厘
	高圧	17銭4厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（東京エリア）  
3.市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.8288
	y	0.1712
基準市場価格		11円22銭
調整係数	特別高圧	上限値は0.328といたします
	高圧	上限値は0.337といたします

調整係数の特別高圧及び高圧はその年度が開始するまでにお客さまに通知するものとします。

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

## 新約款（2024年4月1日制定）

追加

別表24（東京エリア）  
 4. 電力市場価格  
 翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。  
 5. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
翌年1月1日から1月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年2月1日から2月末日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年3月1日から3月31日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（北陸エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び ピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（北陸エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.0415
	$\beta$	0.0745
	$\gamma$	1.2499
基準燃料価格	X	79,800円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	15銭4厘
	高圧	15銭7厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。



- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（北陸エリア）  
3.市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	—
	Y	各平均市場価格算定期間における6時から18時に対応する電力市場価格の平均値
	x	—
	y	1.0000
調整係数	特別高圧	0.145
	高圧	0.149

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）																										
<div style="border: 1px solid #ccc; background-color: #fce4d6; padding: 5px; display: inline-block;">追加</div>	<p>別表24（北陸エリア）</p> <p>4. 電力市場価格                      翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。</p> <p>5. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平均市場価格算定期間</th> <th style="text-align: center;">市場価格調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年5月21日から6月20日までの期間</td> <td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月21日から7月20日までの期間</td> <td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月21日から8月20日までの期間</td> <td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月21日から9月20日までの期間</td> <td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月21日から10月20日までの期間</td> <td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月21日から11月20日までの期間</td> <td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月21日から12月20日までの期間</td> <td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</td> <td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年1月21日から2月20日までの期間</td> <td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年2月21日から3月20日までの期間</td> <td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年3月21日から4月20日までの期間</td> <td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年4月21日から5月20日までの期間</td> <td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	翌年3月21日から4月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	翌年4月21日から5月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																										
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																										
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																										
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																										
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																										
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																										
毎年11月21日から12月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																										
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																										
翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																										
翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																										
翌年3月21日から4月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																										
翌年4月21日から5月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																										

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（関西エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
重負荷 ／昼間／夜間 時間	重負荷	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の10時～17時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び 重負荷時間を除いた8時～22時
	夜間	重負荷時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（関西エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.0045
	$\beta$	0.1974
	$\gamma$	1.0532
基準燃料価格	X	47,000円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	10銭5厘
	高圧	10銭6厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（関西エリア）  
3.市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.7170
	y	0.2830
基準市場価格		10円82銭
調整係数	特別高圧	0.288
	高圧	0.292

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

## 新約款（2024年4月1日制定）

追加

別表24（関西エリア）  
 4. 電力市場価格  
 翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。  
 5. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（九州エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び ピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（九州エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.0028
	$\beta$	0.1819
	$\gamma$	1.0863
基準燃料価格	X	46,100円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	9銭6厘
	高圧	9銭8厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。



- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（九州エリア）  
3.離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	1.0000
	$\beta$	0.0000
	$\gamma$	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300円
離島基準単価 (1キロワット時につき)		3厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則24の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表24（九州エリア）  
4.市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における6時から18時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.4627
	y	0.5373
調整係数	特別高圧	0.278
	高圧	0.284

● 附則24の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）																										
<div style="border: 1px solid #ccc; background-color: #fce4d6; padding: 5px; display: inline-block;">追加</div>	<p>別表24（九州エリア）</p> <p>5. 電力市場価格</p> <p style="padding-left: 20px;">翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。</p> <p>6. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平均市場価格算定期間</th> <th style="text-align: center;">市場価格調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年3月21日から4月20日までの期間</td> <td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月21日から5月20日までの期間</td> <td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月21日から6月20日までの期間</td> <td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月21日から7月20日までの期間</td> <td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月21日から8月20日までの期間</td> <td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月21日から9月20日までの期間</td> <td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月21日から10月20日までの期間</td> <td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月21日から11月20日までの期間</td> <td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月21日から12月20日までの期間</td> <td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</td> <td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年1月21日から2月20日までの期間</td> <td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年2月21日から3月20日までの期間</td> <td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																										
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																										
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																										
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																										
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																										
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																										
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																										
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																										
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																										
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																										
翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																										
翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																										

# 附則23

## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

附則

第1条燃料費等調整額

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 本約款別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

### 新約款（2024年4月1日制定）

附則23

第1条燃料費等調整額

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 本約款別表23（供給エリアに対応する本約款別表23をいい、以下同様とします。）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

附則

第1条燃料費等調整額

(1) 燃料費調整額の算定

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。供給エリアが東京エリアの場合、燃料費調整単価の端数は処理をせず、下記(3)ニの市場価格調整単価との合計後、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格Xは本約款別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times \text{下記ホの基準単価} / 1,000$$

ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表に定めるものとします。

### 新約款（2024年4月1日制定）

附則23

第1条燃料費等調整額

(1) 燃料費調整額の算定

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。供給エリアが東京エリアの場合、燃料費調整単価の端数は処理をせず、下記(3)ニの市場価格調整単価との合計後、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格Xは本約款別表23に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times \text{下記ホの基準単価} / 1,000$$

ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表23に定めるものとします。

## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

附則

第1条燃料費等調整額

(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 本約款別表に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

### 新約款（2024年4月1日制定）

附則23

第1条燃料費等調整額

(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 本約款別表23に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

附則

第1条燃料費等調整額

(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。離島基準燃料価格Xは本約款別表に定めるものとします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - X円) × 下記ホの離島基準単価 / 1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、~~供給エリアが、北海道エリア、東北エリア、中国エリア、九州エリア及び沖縄エリアの場合~~に適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

ホ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表に定めるものとします。

### 新約款（2024年4月1日制定）

附則23

第1条燃料費等調整額

(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。離島基準燃料価格Xは本約款別表23に定めるものとします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - X円) × 下記ホの離島基準単価 / 1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、**本約款別表23に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリア**に適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

ホ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表23に定めるものとします。



## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

附則

第1条燃料費等調整額

(3)市場価格調整額の算定

イ 電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する価格をいい、~~次に定めるものとします。~~

~~(a) 供給エリアが北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア及び北陸エリアの場合、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格のうち、供給エリアの供給区域に適用されるものをいいます。~~

~~(b) 供給エリアが中国エリアの場合、翌日取引及び時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引及び時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、供給エリアの供給区域に適用されるものをいいます。~~

ロ 平均市場価格算定期間

電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、対象の期間は~~下記へ~~定めるものとします。

### 新約款（2024年4月1日制定）

附則23

第1条燃料費等調整額

(3)市場価格調整額の算定

イ 電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する価格をいい、**本約款別表23に定めるものとします。**

ロ 平均市場価格算定期間

電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、対象の期間は**本約款別表23に**定めるものとします。

● 附則23の変更に伴う各条項の変更

## 現約款（2023年8月1日制定）

附則  
 第1条燃料費等調整額  
 (3)市場価格調整額の算定  
 ハ 平均市場価格  
 (a) 平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次に定める算式によって算定された値とします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X、x、Y、y = 本約款別表に定める値、係数

なお、平均市場価格の単位及び各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(b) (a)によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。

## 新約款（2024年4月1日制定）

附則23  
 第1条燃料費等調整額  
 (3)市場価格調整額の算定  
 ハ 平均市場価格  
 (a) 平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次に定める算式によって算定された値とします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X、x、Y、y = 本約款別表23に定める値、係数

なお、平均市場価格の単位及び各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(b) (a)によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。

## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

附則

第1条燃料費等調整額

(3)市場価格調整額の算定

ニ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。供給エリアが東京エリアの場合、市場価格調整単価の端数は処理をせず、上記(1)口の燃料費調整単価との合計後、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。基準市場価格は本約款別表に定めるものとします。

市場価格調整単価 = (平均市場価格－基準市場価格) × 下記ホの調整係数

~~なお、供給エリアが北陸エリアの場合、市場価格調整単価は次に定める算式によって算定された値とします。~~

(a)平均市場価格が8円00銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格－8円00銭) × 下記ホの調整係数

(b)平均市場価格が32円00銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格－32円00銭) × 下記ホの調整係数

(c)平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合

市場価格調整単価は0円00銭とする

### 新約款（2024年4月1日制定）

附則23

第1条燃料費等調整額

(3)市場価格調整額の算定

ニ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。供給エリアが東京エリアの場合、市場価格調整単価の端数は処理をせず、上記(1)口の燃料費調整単価との合計後、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。基準市場価格は本約款別表23に定めるものとします。

(a)供給エリアが北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリアまたは中国エリアの場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格－基準市場価格) × 下記ホの調整係数

(b)供給エリアが北陸エリアの場合

(イ)平均市場価格が8円00銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格－8円00銭) × 下記ホの調整係数

(ロ)平均市場価格が32円00銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格－32円00銭) × 下記ホの調整係数

(ハ)平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合

市場価格調整単価は0円00銭とする

## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

附則

第1条燃料費等調整額

(3)市場価格調整額の算定

ホ 調整係数

調整係数は、本約款別表に定めるものとします。

ヘ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し~~次~~の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

### 新約款（2024年4月1日制定）

附則23

第1条燃料費等調整額

(3)市場価格調整額の算定

ホ 調整係数

調整係数は、本約款別表**23**に定めるものとします。

ヘ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、**本約款別表23に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアに適用とし**、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し**本約款別表23**の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

### 新約款（2024年4月1日制定）

附則  
第1条燃料費等調整額  
(3)市場価格調整額の算定  
へ 市場価格調整単価の適用

附則23  
第1条燃料費等調整額  
(3)市場価格調整額の算定  
へ 市場価格調整単価の適用

平均市場価格算定期間			市場価格調整単価適用期間
北海道、東北、中部、 中国エリア	東京エリア	北陸エリア	各エリア
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月21日から 4月20日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月21日から 5月20日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月21日から 6月20日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月21日から 7月20日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月21日から 8月20日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月21日から 9月20日までの期間	毎年10月21日から11月20 日までの期間	その年の10月の計量日から 11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月21日から 10月20日までの期間	毎年11月21日から12月20 日までの期間	その年の11月の計量日から 12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月21日から 11月20日までの期間	毎年12月21日から翌年の1 月20日までの期間	その年の12月の計量日から 翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月21日から 12月20日までの期間	翌年1月21日から 2月20日までの期間	翌年の1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月21日から翌年の1 月20日までの期間	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	毎年11月21日から翌年の2 月20日までの期間	翌年3月21日から 4月20日までの期間	翌年の3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	毎年12月21日から翌年の3 月20日までの期間	翌年4月21日から 5月20日までの期間	翌年の4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間

## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

附則

第1条燃料費等調整額

(4)燃料費等調整額

当社は、上記(1)ニの燃料費調整額、(2)ニの離島ユニバーサルサービス調整額及び(3)トの市場価格調整額を合計した金額を燃料費等調整額として、次の算式により算定します。

燃料費等調整額 = 使用電力量 × (燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 + 市場価格調整単価)

### 新約款（2024年4月1日制定）

附則23

第1条燃料費等調整額

(4)燃料費等調整額

当社は、上記(1)ニの燃料費調整額、(2)ニの離島ユニバーサルサービス調整額及び(3)トの市場価格調整額を合計した金額を燃料費等調整額として、次の算式により算定します。但し、離島ユニバーサルサービス調整額は、本約款別表23に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、市場価格調整額は、本約款別表23に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、適用のない供給エリアにおいて、次の算式における離島ユニバーサルサービス調整単価または市場価格調整単価は0円とします。

燃料費等調整額 = 使用電力量 × (燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 + 市場価格調整単価)

## ● 附則23の変更に伴う各条項の変更

### 現約款（2023年8月1日制定）

#### 附則

#### ~~第2条 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）~~

##### ~~(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価~~

~~再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とします。~~

##### ~~(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間~~

~~再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用します。~~

##### ~~(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量~~

~~再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその「1月」の常時供給電力、予備電力、及び自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。~~

##### ~~(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金~~

~~再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記(3)に定めるその「1月」の使用電力量に、上記(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。~~

##### ~~(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置~~

~~再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記(4)にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにそのことを当社に申し出ていただきます。~~

### 新約款（2024年4月1日制定）

削除

● 附則23の変更に伴う各条項の変更

## 現約款（2023年8月1日制定）

別表（北海道エリア）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表23（北海道エリア）

5. 電力市場価格  
 翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。

6. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間



● 附則23の変更に伴う各条項の変更

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）																										
<p>別表（東北エリア）</p> <div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">追加</div>	<p>別表23（東北エリア）</p> <p>5. 電力市場価格</p> <p style="padding-left: 20px;">翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。</p> <p>6. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間</p> <table border="1" data-bbox="747 629 1945 1126"> <thead> <tr> <th>平均市場価格算定期間</th> <th>市場価格調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間</td> <td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																										
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																										
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																										
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																										
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																										
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																										
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																										
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																										
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																										
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																										
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																										
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																										

● 附則23の変更に伴う各条項の変更

## 現約款（2023年8月1日制定）

別表（東京エリア）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表23（東京エリア）  
 4. 電力市場価格  
 翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。  
 5. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から4月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月21日から5月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月21日から6月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月21日から7月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月21日から8月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月21日から9月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月21日から10月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月21日から11月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月21日から翌年の2月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の3月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

● 附則23の変更に伴う各条項の変更

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）																										
別表（中部エリア）	別表23（中部エリア） 4. 電力市場価格 翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。 5. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間																										
<div style="border: 1px solid #ccc; background-color: #ffe4c4; padding: 10px; display: inline-block;">追加</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平均市場価格算定期間</th> <th style="text-align: center;">市場価格調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間</td> <td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																										
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																										
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																										
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																										
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																										
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																										
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																										
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																										
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																										
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																										
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																										
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																										

● 附則23の変更に伴う各条項の変更

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）																										
<p>別表（北陸エリア）</p> <div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;">追加</div>	<p>別表23（北陸エリア）</p> <p>4. 電力市場価格</p> <p style="padding-left: 20px;">翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。</p> <p>5. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間</p> <table border="1" data-bbox="747 629 1960 1126"> <thead> <tr> <th>平均市場価格算定期間</th> <th>市場価格調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年5月21日から6月20日までの期間</td> <td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月21日から7月20日までの期間</td> <td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月21日から8月20日までの期間</td> <td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月21日から9月20日までの期間</td> <td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月21日から10月20日までの期間</td> <td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月21日から11月20日までの期間</td> <td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月21日から12月20日までの期間</td> <td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</td> <td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年1月21日から2月20日までの期間</td> <td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年2月21日から3月20日までの期間</td> <td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年3月21日から4月20日までの期間</td> <td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>翌年4月21日から5月20日までの期間</td> <td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	翌年3月21日から4月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	翌年4月21日から5月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																										
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																										
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																										
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																										
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																										
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																										
毎年11月21日から12月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																										
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																										
翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																										
翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																										
翌年3月21日から4月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																										
翌年4月21日から5月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																										

● 附則23の変更に伴う各条項の変更

## 現約款（2023年8月1日制定）

別表（中国エリア）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表23（中国エリア）

5. 電力市場価格

翌日取引及び時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引及び時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価といたします。

6. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

# 附則22

● 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

## 新約款（2024年4月1日制定）

追加

附則22

第1条燃料費等調整額

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 本約款別表22（供給エリアに対応する本約款別表22をいい、以下同様とします。）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格Xは本約款別表22に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times \text{下記ホの基準単価} / 1,000$$

● 附則22の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2023年8月1日制定）**

**新約款（2024年4月1日制定）**

追加

附則22

第1条燃料費等調整額

(1) 燃料費調整額の算定

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間



- 附則22の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; background-color: #f9e79f; padding: 5px; display: inline-block;">追加</div>	<p>附則22                      第1条燃料費等調整額                      (1) 燃料費調整額の算定                      ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。</p> $\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$ <p>ホ 基準単価                      基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表22に定めるものとします。</p>

● 附則22の追加に伴う各条項の追加

現約款（2023年8月1日制定）	新約款（2024年4月1日制定）
<div data-bbox="312 705 598 803" style="border: 1px solid black; background-color: #fce4d6; padding: 5px; text-align: center; color: #c00000;">追加</div>	<p>附則22 第1条燃料費等調整額 (2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。 なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> $\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 <math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math> = 本約款別表22に定める係数</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。離島基準燃料価格Xは本約款別表22に定めるものとします。</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - X \text{円}) \times \text{下記ホの離島基準単価} / 1,000$

● 附則22の追加に伴う各条項の追加

**現約款（2023年8月1日制定）**

**新約款（2024年4月1日制定）**

追加

附則22  
 第1条燃料費等調整額  
 (2)離島ユニバーサルサービス調整額の算定  
 ハ離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、本約款別表22に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し次の通り適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

● 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

## 新約款（2024年4月1日制定）

追加

附則22

第1条燃料費等調整額

(2)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

ニ離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整額} = \text{使用電力量} \times \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

ホ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表22に定めるものとします。

(3)燃料費等調整額

当社は、上記(1)ニの燃料費調整額、(2)ニの離島ユニバーサルサービス調整額及び(3)トの市場価格調整額を合計した金額を燃料費等調整額として、次の算式により算定します。但し、離島ユニバーサルサービス調整額は、本約款別表22に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、適用のない供給エリアにおいて、次の算式における離島ユニバーサルサービス調整単価は0円とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

(4) 燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価及び市場価格調整単価の通知

当社は上記(1)ロの燃料費調整単価、(2)ロの離島ユニバーサルサービス調整単価を当該「1月」の料金請求までにお客さまに通知するものとします。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（北海道エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
昼間／夜間時間	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた8時～22時
	夜間	昼間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（北海道エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.4699
	$\beta$	-
	$\gamma$	0.7879
基準燃料価格	X	37,200円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	18銭4厘
	高圧	18銭9厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（東北エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（東北エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.1152
	$\beta$	0.2714
	$\gamma$	0.7386
基準燃料価格	X	31,400円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	20銭6厘
	高圧	21銭3厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。



- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（東京エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び ピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（東京エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.1970
	$\beta$	0.4435
	$\gamma$	0.2512
基準燃料価格	X	44,200円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	22銭1厘
	高圧	22銭4厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（中部エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
重負荷 ／昼間／夜間 時間	重負荷	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の10時～17時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び重負荷時間を除いた8時～22時
	夜間	重負荷時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（中部エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.0275
	$\beta$	0.4792
	$\gamma$	0.4275
基準燃料価格	X	45,900円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	22銭0厘
	高圧	22銭3厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（北陸エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び ピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（北陸エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.2303
	$\beta$	-
	$\gamma$	1.1441
基準燃料価格	X	21,900円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	15銭0厘
	高圧	15銭2厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（関西エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
重負荷 ／昼間／夜間 時間	重負荷	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の10時～17時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び 重負荷時間を除いた8時～22時
	夜間	重負荷時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（関西エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.0140
	$\beta$	0.3483
	$\gamma$	0.7227
基準燃料価格	X	27,100円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	15銭6厘
	高圧	15銭8厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。



- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（中国エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
<TOU>  ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク (TOU)	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外
<WE>  ピーク ／平日／週末 時間	ピーク (WE)	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	平日	ピーク時間及び休日以外
	週末	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（中国エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.1543
	$\beta$	0.1322
	$\gamma$	0.9761
基準燃料価格	X	26,000円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	22銭7厘
	高圧	23銭4厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（四国エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた 夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び ピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（四国エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.2104
	$\beta$	0.0541
	$\gamma$	1.0588
基準燃料価格	X	26,000円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	18銭3厘
	高圧	18銭8厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（九州エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（九州エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.0053
	$\beta$	0.1861
	$\gamma$	1.0757
基準燃料価格	X	27,400円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	12銭8厘
	高圧	13銭0厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（九州エリア）  
3.離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	1.0000
	$\beta$	0.0000
	$\gamma$	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300円
離島基準単価 (1キロワット時につき)		3厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（沖縄エリア）  
1.期間及び時間別表

項 目		対象日時
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
昼間／夜間時間	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた9時～23時
	夜間	昼間以外

※祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。



- 附則22の追加に伴う各条項の追加

## 現約款（2023年8月1日制定）

追加

## 新約款（2024年4月1日制定）

別表22（沖縄エリア）  
2.燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	$\alpha$	0.2410
	$\beta$	-
	$\gamma$	1.1282
基準燃料価格	X	25,100円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	29銭9厘
	高圧	30銭5厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。